

(様式3)

国立研究開発法人科学技術振興機構の中長期目標新旧対照表

暫定版（令和3年1月29日時点）

(案)

(主務府省：文部科学省) (赤字・下線部分が追加・削除箇所)

第4期(変更後)	第4期(現行)
<p><中長期目標></p> <p>目次</p> <p>(序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略) 2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 <ul style="list-style-type: none"> 2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築 2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進 2. 4. 情報基盤の強化 2. 5. 革新的新技術研究開発の推進 2. 6. ムーンショット型研究開発の推進 2. 7. 創発的研究の推進 3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略) <u>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</u> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p><中長期目標></p> <p>目次</p> <p>(序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略) 2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 <ul style="list-style-type: none"> 2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築 2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進 2. 4. 情報基盤の強化 2. 5. 革新的新技術研究開発の推進 2. 6. ムーンショット型研究開発の推進 2. 7. 創発的研究の推進 3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略) (新設) <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>

第4期（変更後）	第4期（現行）
(序文) (略)	(序文) (略)
I. (略)	I. (略)
II. (略)	II. (略)
III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 <p>機構は、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、機構内外の資源を最大限活用するネットワーク型研究所としての特長を生かし、未来を共創する研究開発戦略の立案・提言、知の創造と経済・社会的価値への転換、未来共創の推進と未来を創る人材の育成、<u>世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</u>に総合的に取り組み、我が国全体の研究開発成果の最大化を目指す。</p> <p>事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。</p> <p>評価に当たっては、別添の評価軸及び関連指標等を基本として評価する。</p>	III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 <p>機構は、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、機構内外の資源を最大限活用するネットワーク型研究所としての特長を生かし、未来を共創する研究開発戦略の立案・提言、知の創造と経済・社会的価値への転換、未来共創の推進と未来を創る人材の育成に総合的に取り組み、我が国全体の研究開発成果の最大化を目指す。</p> <p>事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。</p> <p>評価に当たっては、別添の評価軸及び関連指標等を基本として評価する。</p>
1. (略)	1. (略)
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 (略)	2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 (略)
2. 1. ~ 2. 6. (略)	2. 1. ~ 2. 6. (略)
2. 7. 創発的研究の推進	2. 7. 創発的研究の推進

第4期（変更後）	第4期（現行）
<p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2 第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す創発的研究を、その遂行に<u>必要な博士後期課程学生の参画促進など</u>、適切な研究環境の形成とともに推進する。その推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止などを決定する。<u>また、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、各大学が当該学生に生活費相当額程度の待遇を確保することを支援する。</u></p>	<p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2 第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す創発的研究を、その遂行にふさわしい適切な研究環境の形成とともに推進する。その推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止などを決定する。</p>
3. (略)	3. (略)
<p><u>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</u></p> <p><u>資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指し、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。</u></p>	<p>(新設)</p>
IV. ~VI. (略)	IV. ~VI. (略)

科学技術振興機構に係る政策体系上の位置付け^(別添)

科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関

科学技術基本法

第5期科学技術基本計画

(目指すべき国の姿)

- ①持続的な成長と地域社会の自律的な発展
- ②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
- ③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
- ④知の資産の持続的創出

(4本の柱)

- 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組
- 経済・社会的課題への対応
- 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
- イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築

(推進に当たっての重要事項)

- 科学技術イノベーションと社会との関係進化
- 科学技術イノベーションの推進機能の強化

科学技術イノベーション総合戦略

国立研究開発法人科学技術振興機構法

(機構の目的)

第4条 国立研究開発法人科学技術振興機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

科学技術振興機構 中長期目標

- 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言
- 知の創造と経済・社会的価値への転換 ○未来共創の推進と未来を創る人材の育成
- 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (赤字・下線部分・取消線部分が追加・削除箇所)

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	競争的資金等※に共通するモニタリング指標（略）				
	2. 1. ~2. 6. (略)				
2. 7. 創発的研究の推進	(創発的研究の推進)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から交付される補助金による基金を設置し、研究を推進する体制の整備が進捗したか。 ・ 創発的研究を推進するため研究マネジメント活動は適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の設置及び研究を推進する体制の整備の進捗（研究課題の選定方法、ステージゲートでの評価方法の決定等） ・ 研究マネジメントの取組の進捗（多様な研究者の融合を促す取組の進捗状況等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係規程の整備状況 ・ ガバナンスボード（仮称）メンバー、総括等の任命件数、多様性 ・ 採択課題における分野の多様性 ・ 創発的研究の促進に係る取組状況（ワークショップの開催実績等） ・ 進捗管理や機関評価に係る外部有識者による評価結果
	(創発的研究の推進)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術の創出に資する成果が生み出されているか。 ・ 創発的研究の遂行にふさわしい研究環境整備が進捗したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の創出及び成果展開（見通しを含む） ・ 研究環境の整備に向けた取組の進捗 ・ 若手を中心とした多様な研究者への支援状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者による評価により、インパクトのある論文が出されたと見なされるなど、優れた進捗が認められる課題数（見通しを含む） ・ 本事業を通じた大学等研究機関による研究環境整備の実績（採択された研究に専念できるようになった研究者の割合等） ・ 採択された若手研究者の割合 ・ 挑戦的・融合的な研究を行う博士後期課程学生のうち、所属大学から生活費相当額程度以上の対価を得ている学生の数

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指して、国から交付される資金等による大学ファンドを創設したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 運用業務担当理事の任命 運用・監視委員会の支援 資金運用に係る基本方針の作成・公表
	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指して、国から交付される資金等による大学ファンドを創設したか。 	<ul style="list-style-type: none"> 資金運用体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書の改訂及び資金運用委託機関の選定